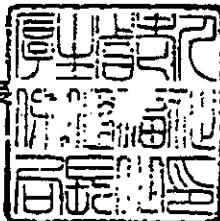


老発第372号
平成12年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生省老人保健福祉局長



特定老人保健施設に入所している者が施設療養に相当する
サービスを受ける場合における医療費の取扱いについて

介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第26条の規定により、介護保険法(平成9年法律第123号)施行の際、特定老人保健施設に既に入所している老人医療受給対象者が、同法の施行日以降引き続き当該施設に入所している間は、その者に対して介護保険法施行法による改正後の老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療費の支給が行われることとされているが、これについては、今後下記のとおり取り扱うこととしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、遺憾のないよう御配慮願いたい。

記

1 介護保険法施行法の規定の概要

- (1) 本措置の対象となるのは、介護保険法施行の際、介護保険法施行法第9条第6項に規定する特定老人保健施設に既に入所している老人医療受給対象者(同法第26条第1項に規定する状態等にある者に限る。)であって、介護保険法第41条第4項に規定する要介護被保険者でない者であり、当該施設に引き続き入所し、介護保険法施行法による改正前の老人保健法(以下「旧老人保健法」という。)に規定する施設療養に相当するサービス(以下「施設療養相当サービス」という。)を受けている間のみ適用されるものであること。
- (2) 本措置が適用される者が特定老人保健施設から受ける施設療養相当サービスに係る医療費の額は、介護保険法施行法第26条第2項の規定に基づき厚生大臣が定める額(平成12年3月31日厚生省告示第179号)を標準として市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が定めることとされたこと。

2 具体的な取扱い

本措置の趣旨が、介護保険法施行の際、旧老人保健法に基づく施設療養が必要と認められて入所している者について、引き続き施設療養相当サービスを受けることが必要と認められる場合に特定老人保健施設の利用を認めることにあること、また特定老人保健施設における介護保健施設サービスの提供については、介護保険法における諸規定及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第40号)等を通じ、運営の適正に係る規定が整備されていることにかんが

み、その者に係る医療費の請求については、以下に示す手続により、受領委任の取扱いを認めることとしたこと。

(1) 受領委任形式を認める際の手続き

- (一) 本措置の対象者に係る医療費の受取りについて、受領委任形式を取ることを希望する特定老人保健施設は、あらかじめ文書をもって都道府県知事にその旨を申し出、以下の事項を遵守する旨の契約を締結しなければならないものであること。
- (ア) 特定老人保健施設は、関係法令及び通達を遵守し、本措置の対象者の心身の状況等に応じて適切な施設療養相当サービスを提供すること。
- (イ) 特定老人保健施設は、受領委任形式による医療費支給に係る施設療養相当サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する健康手帳によって、医療費を受領する資格があることを確認しなければならないこと。
- (ウ) 特定老人保健施設は、本措置の対象者に係る医療費について、上記1(2)における算定基準により算定した額を市町村長に請求するとともに、当該対象者から、告示別表中の通則に規定する「第1により算定した費用の額」に同通則に規定する「第2により算定した額」を加えた額から同告示に規定する特定老人保健施設療養費の額を控除した額の支払いを受けるものであること。
- (エ) 特定老人保健施設は、本措置の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を附してその旨を市町村長に通知しなければならないこと。
- 1) 遷所が可能と認められたとき。
 - 2) 正当な理由なしに施設療養相当サービスに関する特定老人保健施設の指示に従わないとき。
 - 3) 偽りその他不正の行為によって医療費の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- (オ) 特定老人保健施設は、医療費の支給に関し、都道府県知事が必要があると認めて指導又は監査を行い、帳簿及び書類を閲覧し、説明を求め、又は報告を徵する場合には、これに応じなければならないこと。
- (二) 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）から（一）の申出の受理及び契約について委任を受けたときは、当該市町村に代わってこれらを行うものとすること。
- (三) 都道府県知事は、（二）により契約を締結した特定老人保健施設に対して、当該市町村に係る老人医療受給対象者に関する受領委任の取扱いを認めることができるものとすること。
- (四) （一）の契約の有効期間は、1年を超えない範囲とし、期間満了1か月前までに特定老人保健施設から更新の申し出があったときは、当該施設に入所する本措置の対象者の状況に応じ、さらに1年を超えない範囲で更新することも可能であること。

(五) 都道府県知事は、契約中の遵守事項に違反した特定老人保健施設については受領委任の取扱いを中止するものとすること。

3 公費負担医療の対象者に係る取扱いについて

本措置の対象者であって、生活保護法に規定する被保護者であるもの又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する被爆者であるものについては、本措置による受領委任の取扱いにより医療費の支給を受けた後、それぞれの制度から医療扶助又は一般疾病医療費の支給が行われることとなっていることから、前記2の(一)による契約を締結した場合にあっては、その施設名等必要な情報をこれらの事業の所管部局にも周知されたいこと。